

議案第10号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。